

6-1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況(合計分)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
取得財産価額(本年分)	外 12,560	外 49,264,424	外 10,062	外 48,164,468
配偶者控除額	256	2,540,650	256	2,540,650
基礎、特別控除額	11,177	22,050,330	10,048	20,807,330
基礎、特別控除後の課税価格	/		8,567	24,816,488
贈与税額			8,567	5,119,585
外国税額控除額			-	-
医療法人持分税額控除額			1	201,822
差引税額			8,565	4,917,763
農地等納税猶予税額			2	427
株式等納税猶予税額			-	-
特例株式等納税猶予税額			27	1,631,155
医療法人持分納税猶予税額			-	-
事業資産納税猶予税額			-	-
納付税額			8,543	3,286,182
災害減免法第4条による免除税額			-	-

調査対象等：「申告状況」は、令和2年中に財産の贈与を受けた者について、令和3年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。  
「課税状況」は、令和2年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、令和3年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
2 人員について、(暦年課税分①)と(相続時精算課税分②)に重複する者があるため、①②の合計は(合計分)と一致しない。  
3 (暦年課税分①)の「取得財産価額(本年分)」の人員について、「内 特例贈与財産分」の人員と「内 一般贈与財産分」の人員に重複する者があるため、「内 特例贈与財産分」の人員と「内 一般贈与財産分」の人員の合計は「取得財産価額(本年分)」の人員と一致しない。  
4 (相続時精算課税分②)の「申告状況」は、「課税状況」と一致するため記載を省略している(6-2、6-3において同じ)。

申告・課税状況(暦年課税分①)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
取得財産価額(本年分)	11,277	32,096,729	8,779	30,996,773
内 特例贈与財産分	4,961	15,829,529	4,341	15,227,643
内 一般贈与財産分	6,401	16,267,200	4,489	15,769,130
配偶者控除額	256	2,540,650	256	2,540,650
基礎控除額	9,909	10,899,900	8,779	9,656,900
基礎控除後の課税価格	/		8,507	18,799,223
贈与税額			8,507	3,916,132
外国税額控除額			-	-
医療法人持分税額控除額			1	201,822
差引税額			8,505	3,714,310

申告・課税状況(相続時精算課税分②)

区 分	申 告 状 況		課 税 状 況	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
取得財産価額(本年分)	/		1,345	17,167,695
特別控除額			1,327	11,150,430
特別控除額後の課税価格			69	6,017,265
贈与税額			69	1,203,453
外国税額控除額			-	-
差引税額			69	1,203,453

(参考1) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
住宅取得等資金の金額	1,675	19,745,831
		内
		19,453,216

調査対象等： 令和2年中に財産の贈与を受けた者について、令和3年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金額を示す。

(参考2) 教育資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税抛出资额	379	2,623,993
教育資金支出額 (管理契約終了分)	131	635,072

調査対象等： 令和2年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税抛出资额」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

令和2年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(参考3) 結婚・子育て資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税抛出资额	11	64,100
結婚・子育て資金支出額 (管理契約終了分)	6	18,154

調査対象等： 令和2年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税抛出资额」を「結婚・子育て資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

令和2年中に結婚・子育て資金管理契約が終了した者について、「結婚・子育て資金支出額」を「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較  
(合計分)

区 分	取 得 財 産 価 額				納 付 税 額	
	申 告 状 況		課 税 状 況		人 員	金 額
	人 員	金 額	人 員	金 額		
	人	千円	人	千円	人	千円
平成 28 年 分	13,419	53,123,281	11,157	52,018,316	9,416	4,608,807
平成 29 年 分	13,553	47,296,724	11,114	46,078,495	9,300	3,587,069
平成 30 年 分	12,858	50,095,329	10,590	48,954,289	8,832	3,174,027
令和 元 年 分	12,621	45,284,691	10,179	44,135,967	8,460	2,860,756
令和 2 年 分	12,560	49,264,424	10,062	48,164,468	8,543	3,286,182

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」を累年比較したものである。

(暦年課税分①)

区 分	暦 取 得 年 財 課 産 税 価 分 額					
			内 特 例 贈 与 財 産 分		内 一 般 贈 与 財 産 分	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
平成 28 年 分	9,613	32,518,297	4,720	16,306,530	4,926	16,211,767
平成 29 年 分	9,527	29,781,756	4,700	14,775,013	4,877	15,006,744
平成 30 年 分	9,044	33,980,865	4,411	19,227,343	4,678	14,753,522
令和 元 年 分	8,693	28,345,408	4,262	14,093,350	4,473	14,252,058
令和 2 年 分	8,779	30,996,773	4,341	15,227,643	4,489	15,769,130

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(暦年課税分①)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

(相続時精算課税分②)

区 分	相 続 時 精 算 課 税 分 額	
	人 員	金 額
	人	千円
平成 28 年 分	1,599	19,500,019
平成 29 年 分	1,644	16,296,739
平成 30 年 分	1,592	14,973,424
令和 元 年 分	1,535	15,790,559
令和 2 年 分	1,345	17,167,695

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(相続時精算課税分②)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

## (3) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	10,056	48,115,467	8,537	3,274,649
	修正申告による増差額	20	49,001	24	11,533
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	-	-	1	△ 0
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 10,062	48,164,468	実 8,543	3,286,182
過 年 分	申 告 額	529	2,258,229	491	210,115
	修正申告による増差額	49	167,595	61	38,131
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	10	△ 23,879	10	△ 4,575
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 574	2,401,945	実 545	243,671
合 計	申 告 額	10,585	50,373,696	9,028	3,484,763
	修正申告による増差額	69	216,596	85	49,664
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	10	△ 23,879	11	△ 4,575
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 10,636	50,566,413	実 9,088	3,529,852

調査対象等： 「本年分」は、令和2年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和3年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、令和元年以前に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

## (4) 税務署別課税人員

税 務 署 名	課 税 状 況	
	人 員	
		人
徳 島		1,240
鳴 門		410
阿 南		191
川 島		165
脇 町		56
池 田		63
徳 島 県 計		2,125
高 松		1,630
丸 亀		479
坂 出		231
観 音 寺		268
長 尾		180
土 庄		73
香 川 県 計		2,861
松 山		1,751
今 治		461
宇 和 島		251
八 幡 浜		173
新 居 浜		255
伊 予 西 条		196
大 洲		121
伊 予 三 島		279
愛 媛 県 計		3,487
高 知		939
安 芸		80
南 国		206
須 崎		126
中 村		134
伊 野		104
高 知 県 計		1,589
総 計		10,062

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」の「課税状況」欄にある「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 25	千円 483	人 -	千円 -
過 年 分	6	693	289	12,195	-	-
合 計	6	693	314	12,678	-	-

(注) 調査対象等は、「(3) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

## 6-2 贈与財産価額階級別

(1) 取得財産価額階級別状況（合計）

取得財産価額階級	申告状況		
	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	
150 万円以下	5,435	4,627,614	
150 万円超	1,072	1,973,347	
200 "	3,237	9,458,829	
400 "	1,603	8,325,141	
700 "	549	4,613,988	
1,000 "	490	6,766,114	
2,000 "	105	2,482,780	
3,000 "	25	967,850	
5,000 "	17	1,187,698	
1 億円超	15	2,422,947	
3 "	4	1,563,991	
5 "	2	1,280,821	
10 "	1	1,534,483	
20 "	1	2,011,800	
30 "	-	-	
50 "	-	-	
合 計	12,556	49,217,402	

取得財産価額階級	課税状況		
	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150 万円以下	2,935	3,525,679	29,451
150 万円超	1,072	1,973,347	75,312
200 "	3,237	9,458,829	555,840
400 "	1,603	8,325,141	629,125
700 "	549	4,613,988	380,474
1,000 "	490	6,766,114	423,666
2,000 "	105	2,482,780	162,014
3,000 "	25	967,850	150,017
5,000 "	17	1,187,698	66,450
1 億円超	15	2,422,947	180,544
3 "	4	1,563,991	221,262
5 "	2	1,280,821	-
10 "	1	1,534,483	3,135
20 "	1	2,011,800	397,360
30 "	-	-	-
50 "	-	-	-
合 計	10,056	48,115,467	3,274,649

調査対象等： 「申告状況」は令和2年中に財産の贈与を受けた者について、令和3年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和2年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和3年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「6-1 申告・課税状況」と「6-2 贈与財産価額階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

## (2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	申告状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人	取得財産価額	人	取得財産価額
	人	千円		
150万円以下	5,389	4,570,419		
150万円超	1,018	1,876,458		
200"	3,025	8,835,274		
400"	1,238	6,323,328		
700"	321	2,640,032		
1,000"	221	3,018,665		
2,000"	40	938,591		
3,000"	8	290,623		
5,000"	7	461,057		
1億円超	7	1,032,322		
3"	4	1,563,991		
5"	1	565,600		
10"	-	-		
20"	-	-		
30"	-	-		
50"	-	-		
合計	11,279	32,116,360		

取得財産価額階級	課税状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人	取得財産価額	人	取得財産価額
	人	千円	人	千円
150万円以下	2,889	3,468,484	91	93,507
150万円超	1,018	1,876,458	63	111,848
200"	3,025	8,835,274	218	635,666
400"	1,238	6,323,328	365	1,999,055
700"	321	2,640,032	229	1,985,584
1,000"	221	3,018,665	267	3,707,377
2,000"	40	938,591	66	1,566,259
3,000"	8	290,623	16	629,983
5,000"	7	461,057	12	878,821
1億円超	7	1,032,322	8	1,337,565
3"	4	1,563,991	-	-
5"	1	565,600	1	715,221
10"	-	-	1	1,428,356
20"	-	-	1	2,011,800
30"	-	-	-	-
50"	-	-	-	-
合計	8,779	31,014,425	1,338	17,101,042

(注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。



### 6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額（その1）

取得財産等の種類		申告状況			
		暦年課税分		相続時精算課税分	
		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	128	千円 325,827		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	77	87,005		
	宅地（借地権を含む。）	1,624	5,095,651		
	山林	62	18,564		
	その他の土地	127	219,845		
	計	<b>実 1,861</b>	<b>5,746,891</b>		
家屋、構築物		853	1,584,917		
事業 （農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	2	4,551		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	1	1,958		
	売掛金	5	4,255		
	その他の財産	51	123,110		
	計	<b>実 59</b>	<b>133,875</b>		
有 価 証 券	株式及び出資	2,266	9,841,108		
	公債及び社債	12	30,473		
	投資・貸付信託受益証券	18	43,753		
	計	<b>実 2,290</b>	<b>9,915,334</b>		
現金、預貯金等		6,089	11,865,183		
家庭用財産		11	35,016		
そ 財 の 他 の 産	生命保険金等	193	559,466		
	立木	13	11,082		
	その他	871	2,264,596		
	計	<b>実 1,077</b>	<b>2,835,145</b>		
<b>合 計</b>		<b>実 11,279</b>	<b>32,116,360</b>		

調査対象等： 「申告状況」は令和2年中に財産の贈与を受けた者について、令和3年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- (注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。  
 2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

受贈人員、取得財産価額（その2）

取得財産等の種類		課税状況					
		暦年課税分		相続時精算課税分			
		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額		
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人	千円	人	千円		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	119	320,759	65	342,169		
	宅地（借地権を含む。）	70	83,749	37	110,987		
	山林	1,539	5,022,854	792	4,871,792		
	その他の土地	53	14,700	40	23,574		
	計	115	211,008	52	306,612		
家屋、構築物		実	1,749	5,653,070	実	889	5,655,134
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	833	1,572,706	486	1,280,067		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	1	3,615	4	48,423		
	売掛金	1	1,958	-	-		
	その他の財産	5	4,255	-	-		
	計	49	121,110	1	20,389		
有価証券		実	56	130,938	実	5	68,812
株 式 及 び 出 資 公 債 及 び 社 債 投 資 ・ 貸 付 信 託 受 益 証 券	株式及び出資	1,882	9,489,017	74	6,645,322		
	公債及び社債	12	30,473	1	8,342		
	投資・貸付信託受益証券	14	40,450	6	161,503		
	計	1,903	9,559,940	75	6,815,167		
現金、預貯金等		4,228	11,372,520	305	3,080,066		
家庭用財産		10	33,920	-	-		
そ の 他 の 産	生命保険金等	192	558,600	7	15,124		
	立木	11	10,525	4	2,610		
	その他	735	2,122,207	49	184,062		
	計	938	2,691,332	58	201,796		
合 計		実	8,779	31,014,425	実	1,338	17,101,042

調査対象等： 「課税状況」は令和2年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和3年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。